

# ご存じですか？

## ～金沢市集約都市形成計画の届出制度について～

平成 29 年 3 月 31 日から  
 金沢市集約都市形成計画（立地適正化計画）の公表により、  
 都市再生特別措置法に基づいた届出が必要になります。

### 1. 届出の対象

◆住宅（一戸建ての住宅、長屋、共同住宅）の開発・建築等について

居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合

- 開発行為：3戸以上の住宅の建築目的の開発行為  
                   1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で1,000㎡以上の規模のもの
- 建築等行為：3戸以上の住宅を新築しようとする場合  
                   建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

◆誘導施設の開発・建築等について

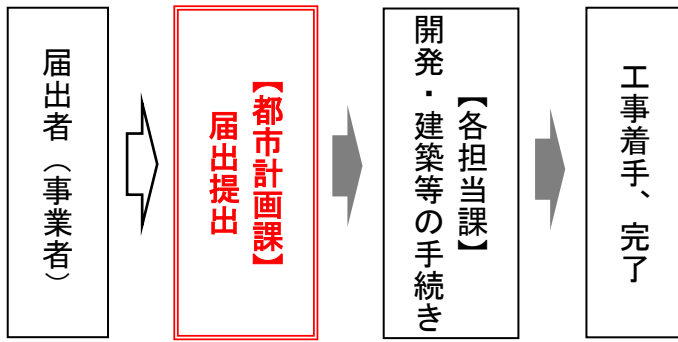
都市機能を誘導する区域外の区域で、誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合

- 開発行為：誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
- 建築等行為：誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合  
                   建築物を改築又は用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

<対象となる誘導施設及び誘導する区域>

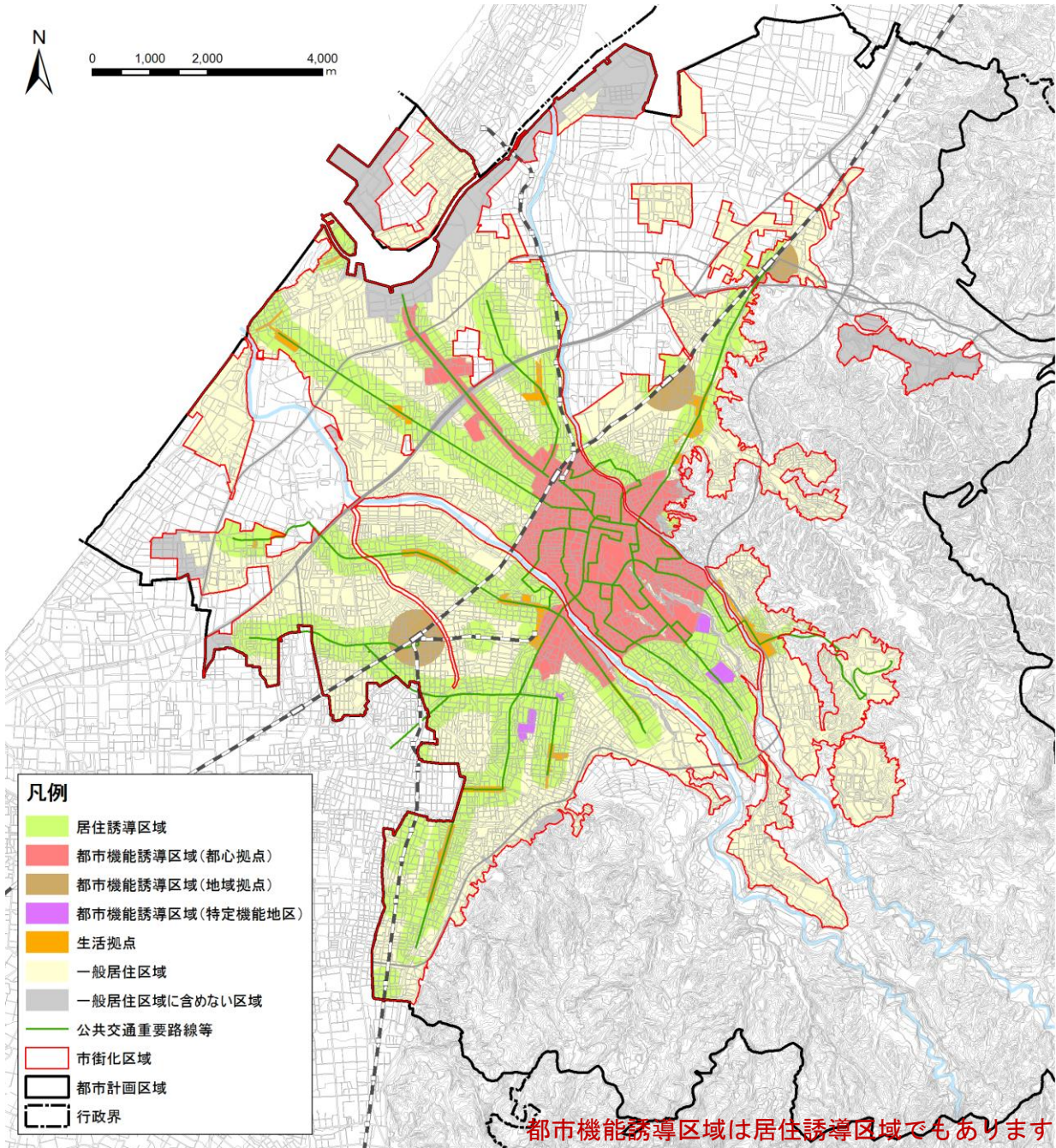
誘導施設	誘導する区域		
	都心拠点	地域拠点	特定機能地区
大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 その他関連施設	○	○	○
図書館	○	—	○
美術館、博物館	○	—	○
コンベンション施設 大規模ホール施設 (客席数500席以上の多目的ホールを有する)	○	—	—
特定機能病院 地域医療支援病院	○	○	—
福祉健康センター	○	○	○

## 2. 届出の流れ



※開発行為、建築等行為に着手する  
30日前までに届出が必要となります

## 3. 居住誘導区域と都市機能誘導区域等の設定図



※各誘導区域はまちづくり支援情報システムにて確認できます。

詳しくは都市計画課までお問い合わせください  
TEL:076-220-2353